

受動喫煙防止の取組は“マナー”から“ルール”へ。

職場の受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆様へ

苫小牧市受動喫煙防止対策助成金

健康増進法の一部改正により、2020年4月から事務所・工場・ホテル・飲食店等においては、原則屋内禁煙となります。

苫小牧市では、中小企業事業主の皆様が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費に対し、**国の助成金に上乗せして助成金を交付しますので、ぜひご活用ください。**

助成対象者

- 厚生労働省・都道府県労働局が実施する受動喫煙防止対策助成金の交付決定及び交付額の確定通知を受けている中小企業事業主であること。
- 市税（苫小牧市税条例第3条に定める普通税のうち市民税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市民・道民税）及び固定資産税）の滞納がない事業主であること。
- 苫小牧市内に所在する事業場において、新たに喫煙専用室を設置するなど、受動喫煙防止対策を講じる中小企業事業主であること。

助成金額

最大 10 万円

※国の助成事業における助成対象経費から国の助成金額を引いた額と、10万円のいずれか少ない方の額が助成金額となります。
※国の助成金額は、助成対象経費の1/2（飲食店は2/3）、上限100万円です。

	国の助成金額	自己負担額	市助成金		国の助成金額	市助成金
例1	25万円	15万円	10万円	例2	9万円	9万円
助成対象経費：50万円				助成対象経費：18万円		

助成対象経費

受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などに係る工費・設備費・備品費・機械装置費など

まずは国の助成金の交付決定を受ける必要がありますので、助成要件等の詳細を裏面でご確認ください。



苫小牧市
TOMAKOMAI CITY, HOKKAIDO

市の助成金
について

苫小牧市 健康こども部 健康支援課
☎ 0144-32-6407 ✉ kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

国の助成金
について

北海道労働局 労働基準部 健康課
☎ 011-709-2311 (内線：3563)



▲苫小牧市
助成金 HP



▲厚生労働省
助成金 HP

対象となる事業主

■ 次の1～3の全てに該当する事業主が対象となります。

1. 労働者災害補償保険の適用事業主
2. 次のいずれかに該当する事業主

業種	業種	常時雇用する労働者数	資本金または出資の総額
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数が資本金等のどちらかの条件を満たせば、中小企業事業主となります。

3. 事業場において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

対象となる措置

① 喫煙専用室の設置・改修	・ 入口における風速が0.2m/秒以上 ・ そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ×
② 加熱式たばこ専用喫煙室・シガーバーなどの設置・改修	・ 入口における風速が0.2m/秒以上 ・ 労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じること ・ そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ○
③ 屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	・ 喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	飲食等 ×
④ 換気装置等の設置・改修 (※既存特定飲食提供施設のみ)	・ 粉じん濃度が0.15mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3×(席数)m ³ /時間以上	飲食等 ○

[注意事項]

- 国の助成金交付要綱や交付要領をよく読み、制度の内容を理解してから申請しましょう。
- 国の助成金の交付決定前に工事に着手することはできません。また、国の助成金の審査期間は約1か月とされていますので、余裕をもって申請しましょう。
- 市の助成金の申請・交付は、国の助成金の交付金額確定通知後（工事終了後）となりますので、予めご了承ください。